

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### <人口構造>

当市の人口は、平成 7 年にピークを迎えてから、一転して減少に転じ、平成 27 年の国勢調査では、98,611 人であり、平成 7 年から 7,952 人、7.4%減少し、10 万人を下回った。

また、平成 27 年に策定した「新発田市人口ビジョン」によると、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口も、人口と同様に平成 7 年以降、年々減少傾向にあり、平成 52 年にはピーク時の約半数にあたる 37,152 人になると予測されている。

##### <産業構造>

平成 26 年度工業統計調査から、製造品出荷額をみると、食料品製造業が新発田市全体の出荷額のうち 48.4%を占めている。古くから肥沃な大地で生産される多彩な農畜産物を活用した食料品製造業が、当市の基幹産業となっている。その他にも、電子部品・デバイス、印刷関連の製造品出荷額が全国平均額を上回っている。

また、産業別の従事者数をみると、三次産業が最も多く、全体の 68%を占めており、業種別でみると、近隣地域を商圈とする商業施設の立地の影響等から、卸売業や小売業が最も多い状況である。次いで、食品工業団地をはじめとした、市内に点在する工業団地に立地が多い製造業を中心とした二次産業が全体の 30%を占めている。

##### <中小企業者の実態等>

このような産業構造の特徴がある中で、経済センサスによれば、市内の企業等の数は、平成 24 年では 3,406 件あったのに対し、平成 26 年には 3,286 件と減少しており、事業所数も同様に平成 24 年では 4,530 件、平成 26 年では 4,433 件と、減少傾向にある。

市ではこういった状況の中、中小企業等の置かれている現状や経営上の課題を把握するため、平成 28 年度に市内中小企業等を対象として「中小企業者・小規模企業者実態調査」を行った。その結果、経営上の問題点として、「人材の確保」「人材の育成」など人材関連の問題や、「備品の更新」「設備の老朽化」など施設・設備関連の問題を挙げている事業所が多いということが浮き彫りとなった。こういった状況は生産性の向上の足かせとなり、将来的な企業の活動展開に影響を及ぼしかねない。

また、同調査内では、事業の後継者の有無について、およそ半数以上がいないと答えていることから、今後廃業を選択する事業者が増加してくるなど、現在進行する企業及び事業所の減少にさらに拍車がかかることが懸念されるとともに、安定的な雇用へも影響が及ぶことが危惧される。

## (2) 目標

今後、ますます進行する人口減少や少子高齢化の中で、中小企業者は厳しい事業環境に晒されながら、着実に乗り越えていく必要がある。そのため、先端設備等への設備投資を促進させて、新陳代謝を図り、各事業者自身の労働生産性を高め、中小企業等の振興及び地域経済の活性化を目的に、本計画を策定し、当市に所在する事業所のうち、100事業者が先端設備等導入計画を策定することを目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当市全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種及び事業は、全業種を対象とする。

## 4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者が定める先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・先端設備等導入計画の認定にあたり、次に掲げる取組等を行う者は認定の対象外とする。

ア 人員削減等の雇用の安定に影響が懸念される取組を行う者

イ 公序良俗に反する取組を行う者

ウ 新発田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者、もしくは同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)をその役員とする者、または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

オ 市税に未納がある者

・次に掲げるいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定を取り消すことができる。

ア 虚偽の内容により認定申請を行う等不正な手段によって認定を受けたことが判明したとき

イ 認定の要件を欠くに至ったとき

ウ その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき

・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合がある。